

# 静岡県教育委員会

## 議事録

平成 29 年度 第 8 回定例

7 月 24 日 (月)

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 29 年 7 月 24 日に教育委員会第 8 回定例会を招集した。

1 開催日時 平成 29 年 7 月 24 日（月） 開会 13 時 20 分  
閉会 17 時 00 分

2 会 場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 木 苗 直 秀  
委 員 齋 藤 行 雄  
委 員 興 直 孝  
委 員 渡 邊 靖 乃  
委 員 藤 井 明

事務局（説明員） 鈴木 一 吉 教育次長  
松 井 和 子 教育監  
水 元 敏 夫 理事（人材育成担当）  
渋谷 浩 史 理事兼教育総務課長  
福永 秀 樹 理事兼健康体育課長  
赤堀 健 之 教育政策課長  
木野 雅 弘 財務課長  
南谷 高 久 福利課長  
宮崎 文 秀 義務教育課長  
小野田 裕 之 高校教育課長  
山崎 勝 之 特別支援教育課長  
山本 知 成 社会教育課長  
赤石 達 彦 文化財保護課長  
河原崎 全 中央図書館長  
塩崎 克 幸 総合教育センター所長  
神田 不二彦 高校教育課指導監  
鎌田 正 幸 教育総務課勤務条件班長  
井島 秀 樹 高校教育課指導第 1 班長  
高部 信 孝 教育総務課勤務条件班主査

#### 4 その他

- (1) 第 9、10、11 号議案は、原案どおり可決された。
- (2) 報告事項 1～4 は了承された。

#### 【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。  
今回の議事録の署名は、私のほか、藤井委員にお願いする。

#### 【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。  
第 9 号議案は人事案件であるため、第 10、11 号議案は人事に関する

訴訟案件であるため非公開としたいと思うが、異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

教 育 長： それでは、公開案件から審議を始め、第9、10、11号議案は非公開とする。

## 報告事項1 監査結果に関する報告

教 育 長： 報告事項1「監査結果に関する報告」について、木野財務課長より報告願う。

財 務 課 長： <報告事項についての説明>

興 委 員： ここに報告されている事案は全て教育委員会に報告が上がっている事案なのか。

財 務 課 長： 指摘された処分事案3件は教育委員会で審議されている。

興 委 員： 注意の3件はどのようなのか。

財 務 課 長： 注意事項の3件は教育委員会定例会には上げていない。注意事項3件を委員に説明するのは今回が初めてである。

藤 井 委 員： そうであるならば注意事項3件の交通事故の程度は全く分からない。

財 務 課 長： 今回、この注意事項は事案が軽微ということで指摘事項にならなかった。富士高等学校の2件の交通加害事故であるが、通勤途上で発生した交通事故である。交差点での出会い頭事故であり責任割合は当方が6、相手方が4の割合であった。もう1件は追突事故である。責任割合は10割当方が悪いということである。浜松湖南高等学校の2件の交通加害事故であるが、通勤途上の発生した交通事故である。1件は曲がった時に自転車を巻き込んでしまったという事故である。責任割合は10割当方が悪いということ、接触した相手方に人的被害は無かった。2件目はコンビニの駐車場で発生した事故で後方不注意による事故であった。責任割合は8割当方が悪いということである。

興 委 員： 学校現場で不祥事があった場合、教育委員会事務局へ報告すべき事案かどうか決めていると思う。それでもって今回の事案は教育委員会事務局へ報告が上がっていると思うが、その上で事務局が教育委員会で報告するかどうかを峻別していると思う。こういった判断基準で教育委員会に上げる情報を峻別しているのか、教育次長説明を願う。

教 育 次 長： 今回の交通事故案件について、報告の峻別は詳しく承知していない。

教 育 総 務 課 長： 教育委員会定例会には懲戒処分となる事案については上程し審議していただいている。訓告以下の事務局の判断で処分が済む案件については、交通事故事案の総件数をカウントして、定期的に委員には報告している。個別の内容については報告していない。今回のケースは通勤途上における交通加害事故となっている。監査委員事務局は公務中や通勤途上における事故で教職員に過失割合が加重な事故について、交通安全対策上の問題があるということでこのような注意をしている。民間のプライベートな状況で事故を起こした場合、報告は上がってくるが重篤な人身事故で無い限り処分はしていない。

興 委 員： 確認である。そういった報告は事務局に上がっているが個別事案についての報告は教育委員会に上がらない。総件数をカウントした報告の説明を受けた記憶はないが、その報告方法が悪いということではないが、一切知らずに監査報告でこういったことを知るとなると教育行政の責任者としてずさんな教育行政の責任となりかねない。適切な情報の掌握ができてなかったことに愕然とする。元々、教育委員会や教育委員会事務局にどういった情報を上げるのかルールがあった。それを教育委員会のあり方検討会の座長を務めていた時に修正をお願いしたことがある。教育委員会や事務局に上げる情報は報道がされる可能性があるものと書いてあった。報道される事案は県の教育委員会に上げるように書いてあった。裏を返せば報道される可能性が無ければ現場で預かってしまえば済む話であるというルールを作っていた。それはとんでもない話で報道されるかどうかはどうでもいい話であって、大事なのは教育行政を運営するにあたりみていかなければならないかである。よって、その点は修正し報道の有無については除外した。そういった経緯で情報管理はルール化された。その上でどういった情報を教育委員会に上げるのかは事務局で的確にやっていくことが必要だが、そのフォローができていないように思えない。総数を掌握するという教育総務課長の説明についてそれで良いと思いつつながら、バックデータを持った上で説明すれば教育委員会は承知出来るということになる。教育委員会のあり方として重大な問題を含んでいるので検討をお願いする。

教育総務課長： 交通安全対策はコンプライアンスの項目のひとつとなる。コンプライアンスの観点から年間何件発生したのか統計として把握している。監査報告として今回、3件の注意事項が上がったが、前回の報告でも説明したが監査は県内の所属を順番に行っている。よって、今回はこの3校が上がっており、教育委員会全体の状況は見えてこない。今後はコンプライアンスの観点から意識して報告するようにする。

教 育 長： このように定例会に報告するからにはバックデータを揃えておくことである。そうすれば一目で状況を確認できる。

渡 邊 委 員： 通常、児童生徒に係る指導事案については定期的に報告をもらっているから、そこに項目として増やすというかたちにして、その重要度が分かるようにするだけでもよいのではと思う。

興 委 員： 重要なことなのでコンプライアンス委員会には上がっていると思うが、コンプライアンス委員会の審議の状況を教育委員会に報告する必要がある。監査報告については、個々の事案対応と監査報告の間に、タイムディファレンスはあって「ああ、あの件のことか」と承知していればいい話である。ただし教育委員会の判断があまいということであれば、この問題を踏まえて反省しなければならない。しかし、十分承知している話であれば看過できる話である。大事なのはコンプライアンス委員会の場で教育長も口頭で受けている。そのポイントを教育委員

会に上げているであろうから、その中であげていることであると説明すれば済むことである。是非、システムチックに対応することをお願いする。

理事（人材育成）：今回は交通加害事故が上がったが交通関係でいうと速度超過違反がある。それも小、中、高、特支と教育委員会に上がってきている。特に被害者が重傷であったり著しい速度超過であった場合は懲戒処分案件となる仕組みである。それ以外は指導措置となる。それは市町教育委員会で判断する。事故や違反を起こした特定の個人に対してというよりは、この監査結果は、学校として3年連続交通加害事故が発生している、2件も交通加害事故が発生している状況に対して、学校が指導や研修、体制に対しての注意だと思っている。監査委員の基準に鑑みての注意事項という扱いだと思う。交通加害事故等については事務局で事案ごとに適切に判断していると御理解いただきたい。また、監査委員が指摘している3年連続発生や、2件も発生していることについては、事務局としても受け止めなければならないことと認識しているので、教育委員会事務局として学校や市町を指導していく。

興 委 員：局付主査より監査委員からの報告は適宜送信してもらっているが、それとこの資料の記載表現は全く同じなのか。

財 務 課 長：同じである。

興 委 員：そうであれば水元理事が話したようなことが、監査報告として細かく指摘されているわけでない。同様に西部特別支援学校で3年連続発生しているということをこの文章から重く受け止めて、それに対する対応措置を考えてほしいという思いかもしれないと受ける必要がある。個別事案よりも学校のマネジメントが不適切ではないかと注意している可能性があるということか。

理事（人材育成）：そうである。

藤 井 委 員：教育総務課長の説明で過失割合が当方側に多い場合は教育委員会に報告するのか。

教育総務課長：懲戒処分にならない限り個別事案として定例会には上げていない。

藤 井 委 員：今回、監査報告としてこのように注意事項として上がった。その個別案件の詳細を報告する必要はないが、過失割合が大きいケースは1年に1回ではなく、重大な生徒事案報告と同じように、少なくとも件数に関しては定期的に報告をもらう方が我々も受け止めやすい。

興 委 員：藤井委員の提案に賛成する。今回の3年連続や1年に2件という発生状況を監査委員に注意されたのであれば教育委員会として大いに反省しなければならない。そういった視点が教育委員会として欠けていたとしたら、学校管理者の任命責任も含めてあり方を考えなければならないかもしれない。

教 育 長：私の方へはダイレクトに情報は上がってくる。委員への情報提供に不透明な部分があるのであれば随時修正して分かり易く説明をすることが必要不可欠であると思う。その点は検討しその結果を報告する。

興 委 員： 今後の対応として措置状況を10月13日までに報告するとあるので、その前に全体を整理したものを上げるようにお願いします。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項1を了承する。

## 報告事項2 平成30年度静岡県立高等学校中等部入学者選抜実施要領

## 報告事項3 平成30年度静岡県公立高等学校入学者選抜実施要領

教 育 長： 報告事項2「平成30年度静岡県立高等学校中等部入学者選抜実施要領」及び報告事項3「平成30年度静岡県公立高等学校入学者選抜実施要領」について、小野田高校教育課長より報告願う。

高校教育課長： <報告事項についての説明>

興 委 員： 資料に沿って説明してほしい。

高校指導第1班長： 103ページである。学科名一覧表であるが、元々御殿場高校では商業、工業、家庭の3科を持っていた。今回、創造ビジネス科、創造工学科、生活創造デザイン科を新設した。商業、工業、家庭の大きな学科に変更は無いが、学科名が変更されている。

興 委 員： 103ページの付属資料1というのはあくまで御殿場高等学校のことか。

高校指導第1班長： そうである。その次に特別選抜である。まず外国人選抜であるが、16ページをご覧いただきたい。実施校が明記されているが元々、富士市立高等学校が含まれていたが、富士宮東高等学校の普通科となった。次に県外生徒特色選抜であるが、選抜制度自体を新設したので28ページをご覧いただきたい。川根高等学校の普通科で募集割合10パーセントで実施する。県外ということで志願資格の(4)にあるように県外に居住している者がこの選抜対象となる。29ページをご覧いただきたい。3月6日火曜日には5教科の学力検査があるのだが、その後志望理由書を記入させ、川根高校の県外特色選抜に十分な理解があるのか、面接をもって選抜する。外国人選抜、県外特色選抜ともに特別選抜という位置付けで行っているので、まずは特別選抜から選抜し、その後一般選抜という流れになる。

教育総務課長： 川根高校の募集割合は10パーセントという説明では人数が分からない。

高校指導第1班長： 10パーセント程度というのは平成29年度定員では80名なので8名程度ということになる。学校裁量枠の説明である。106ページをご覧いただきたい。各学校の学校裁量枠が一覧となっている。昨年度の定例会でも御意見をいただいたことを踏まえて、学校裁量枠は多く見直しをした。学校に毎年の検証を義務付け、各学校が検証を元に設定するよう指示をした。その結果、4校が新設をし、廃止2校、1校が変更している。各学校において検証した上で考えた内容となるが、高校教育課としても確認した上でこの資料に上がっている。

興 委 員： 御殿場高等学校の学科改善の話は前回の定例会で説明を受けた内容と

変わらないのか。

高校教育課長： そうである。

興 委 員： 創造工学科に入っても情報ビジネスをキープしながら名称だけ変更するという形であったかと思う。カリキュラムの内容がドラスティックに変わることはあるのか。

高校指導第1班長： ドラスティックという表現のようにには変わらない。

興 委 員： 特別選抜についてである。富士市立高等学校が県立富士宮東高等学校に変わるという説明であった。なぜ富士市立高等学校はやめることになるのか。

高校指導監： 設置者である富士市教育委員会から外国人選抜の実施について協議したいという希望があったことも受けて、その協議を経た上で、これは県教育委員会として行っている特別選抜制度として、富士市立高等学校において継続をお願いすること、あるいは同じ地域における他校への設置を検討した結果、実施校を変更することとした。

興 委 員： 外国人選抜を取り組んでいたのは富士市の政策としてだと思うが、実際は県教育委員会に打診があつてのことであつたが、「希望があつたことも」と言葉を選んで説明していたが、他には何があるのか。

高校指導監： 県としては外国人選抜を実施して後に実際の志願状況がどうであるかということがあり、富士市立高等学校における志願者は過去2年間志願者無しであつた。富士市教育委員会から打診があつたが県教育委員会として外国人選抜を検討した結果である。

興 委 員： そもそも県教育委員会の担当としては富士市立高等学校が特別選抜で外国人選抜を実施することについて、実効性が無いあるいは問題を抱えていると思っていた。先方からの打診の有無にかかわらず県教育委員会担当も関心を持っていて、富士市教育委員会へ県教育委員会側からアプローチしていたと思つたがそういったことはあつたのか。

高校指導監： そういったことはない。

興 委 員： 富士市立高等学校には受検生自体がいなかったのか。

高校指導監： そうである。志願者がいなかった。

興 委 員： そういった状態が何年間続いたのか。

高校指導監： 2年間は続いた。

興 委 員： それはいつからいつまでなのか。

高校指導第1班長： 詳細な資料が手元に無いが、過去10年程度実施していた。元々の経緯は富士市立高等学校となる前からやっており、実態としてこの地区に外国人生徒はいる。その生徒たちへの配慮ということで設置していた。しかしここ5～6年で志願者数は2名程度であつた。

興 委 員： 少なくとも直近の2年間では志願者はいないということか。

高校指導第1班長： そうである。

興 委 員： そういった状況を踏まえて富士宮東高等学校となつたが、あの地区全体として受検生が少なかったのか、あるいは富士宮東高等学校になれば受検生が増えるのかは重要なポイントだと思うがどうか。

高校指導監： 外国人選抜のこの地域周辺での実施校は東部地区だと裾野高等学校、隣りが静岡地区の駿河総合高等学校となる。この富士地区における高等学校を志願する外国人生徒はいると認識しているので、この地域で実施校を選定することが妥当だと判断した。

興 委 員： 今の説明は曖昧な感じがするが、大事なのは設置する限りにおいて、それなりの受検者がいるということを掌握しておかなければならない。そうであればこのタイミングで現在の中学生の生数字の状況を押さえていないのか。

高校指導監： 志願の有無までは確認していない。ただし該当年齢、該当資格の生徒はいる。

興 委 員： 富士富士宮地区という人口密集地を考えると需要はありそうな感じはするが、広く沼津地区に設置することも含めて富士宮東高等学校に決定したと思うがその点についてデータを基に、分かり易く、明確に説明してほしい。

高校指導第1班長： この3月に実施した29年度選抜であるが、志願者も合格者もない。28年度選抜では志願者が1人いたが合格していない。27年度選抜では志願者1人で合格者1人である。富士宮東高等学校の選考にあたっては、まずは地区的なことを考慮した。近隣は裾野高等学校、駿河総合高等学校ということになる。その間の地区である富士富士宮地区にも外国人生徒はいるので、その生徒たちに配慮する意味合いから地理的条件を第1に考えた。また、広範囲から生徒を集めることとなるので、交通の便も考えた。富士宮東高等学校は電車最寄り駅から歩いて通学することが可能である。外国人生徒であるが、概ね中学校段階で日本に入ってきた生徒を対象としている。小学校段階や小さい頃から日本に住んでいて日本語が堪能な生徒はこの外国人選抜の対象となっていない。その点を考えた場合、基礎から十分に学んで日常生活において語学に困ることがないが、学習段階で日本語で進んでいくことに十分でない生徒に対しての対応ができる富士宮東高等学校とした。また、外国人生徒がいる学校では外国人生徒のための支援員を配置し、そういった生徒をサポートしている。来年度、外国人生徒が富士宮東高等学校に入学してくることも十分考えられるので、支援員を配置する計画である。

興 委 員： 26年度から今回まで、沼津や三島も含めてこの地区に対象の外国人はどの程度いたのか。

高校指導第1班長： 手元に数字がない。

興 委 員： そのデータも無く勝手に決めているのか。

高校指導第1班長： 外国人選抜で合格する生徒もいれば、外国人選抜の対象となる生徒でも一般選抜で合格する生徒もいる。県教育委員会としては県立高校において外国人生徒がどの程度いるのかというデータをもとに、富士宮東高等学校で特別選抜でなくても外国人生徒が合格している実績を考慮して決定した。

興 委 員： ニーズがあるのかどうか、データを押さえて決めているのか見えてこ



ない。少なくとも裾野と静岡の間で外国籍を有している生徒諸君の総数を把握し、どういった学校に入りたかったのかのデータを押さえたうえで富士宮となったという判断が必要だと思う。今の説明では富士市の二の舞になってしまうのではと案じられる。18 ページに県外からの志願とあるがこれは可能なのか。

高校指導第1班長： 18 ページに「I 一般選抜の第3志願方法の5」に準ずるとあるので、実施要領の4ページをご覧ください。エ県外生徒特色選抜へ志願する場合は今回新設されたことになるので、このエは川根高等学校のみが該当になる。それ以外が先ほどの準ずるに該当するので、ア、イ、ウの3つの項目となる。一家転住で保護者とともに県内へ移住するか、又は近隣の各県に居住している場合となるので、富士宮東高等学校は山梨県の一部の地域に居住する者となる。もう1点は焼津水産高校となるので、県外から志願ができるかという点では山梨県の身延中、南部中を除けば、他の地区からの保護者との転居を除けば志願することはできない。

興 委 員： 県内で10校近い学校が外国人選抜の枠を持っているので、富士宮に設置するのである限り、山梨県のこの学校だけは該当するという事か。

高校指導第1班長： そうである。

興 委 員： メッセージとして富士宮東高校が妥当だとした場合、一般論の記載でなく山梨県のこの学校が対象だというメッセージを出した方がよい。もっと分かり易いメッセージが必要だと思う。今の話を聞いても富士宮東高校が妥当であるというようには理解は出来ない。だからやめろとは言わないが、意を尽くして論理を明確にしておいてほしい。

藤 井 委 員： その件であるが在留届を地元の役所に提出すると、その時に該当する年齢の子どもがいるかわかる。そういったことが公に把握できた時点で教育委員会が働きかけをして、少なくとも説明をするぐらいのきめ細かさが必要だと思う。単に制度として設けてどうぞと言っても実際に来たばかりの人は分からない。特にこういったケースではきめ細かな対応は欠かせない。10校程度の若干名の募集に対して、過去数年間、該当の志願はあったのか。

高校指導第1班長： 特に多いのは小笠高校、浜松東高校である。昨年度は志願者は13名であった。その内7名が小笠高校、3名が浜松東高校である。28年度においても19名の志願者があったが、実際には志願者は多くない。28年度は小笠高校が8名、新居高校が5名である。

藤 井 委 員： 0名の学校はあるのか。

高校指導第1班長： 横須賀高校はこの2年間志願者はいない。

藤 井 委 員： 興委員が指摘したように実際に該当する人がいるかどうかとなる。

理事（人材育成）： 本日、この定例会に上程するまでに私から担当課にいくつかの指示を出している。このように特別選抜が行われているが、特定の学校を指定することについて、合理的な説明ができるようにしておくこと、また、近々特別な支援を要する生徒への対応のこともある。需要の有無につい

でも検討するよう指示をしている。実際、外国人生徒を受け入れると支援員の配置となると説明したが、長期欠席の生徒を受け入れている金谷高校は養護教諭を加配している。つまり、小規模学校であってもそのような生徒を受け入れる場合は子ども達の心身のケアに対応するため、加配措置を行っている。応募をした後の支援や指導をその学校の中でどのようにやっていくのか、大きな問題となるので連携して取り組むよう担当課に指示をしている。

興 委 員： 学校裁量枠について伺う。三島北高等学校についてだが、選抜において重視する観点は付属資料3となるが、学校裁量枠を設けることについての記載は資料の何ページとなるのか。

高校指導第1班長： 学校裁量枠は1ページとなる。学校裁量枠の設定校・学科（科）及び選抜割合（募集定員の占める合格者の割合）は、各高等学校の意向を踏まえて、県教育委員会が定めるとしており、付属資料3が添付してある。

興 委 員： 付属資料3は選抜において重視する観点や選抜方法の概要であって、学校の一覧となると途端にそこまでなってしまう。この資料をみると例えば2番目に松崎高校がある。そこには「学校裁量枠の設定なし」とあるので、この表は全ての県立学校が載っているということか。

高校指導第1班長： そうである。

興 委 員： そうであるとタイトルと合わない。学校裁量枠に関係ないところは切ったほうがよいのではないか。逆に新設した清水西高校などを見ようとすると、何が重要なポイントで新設されたのかが見えない。選抜方法の概要はあってもその学校の特色がどこにも表れていない。

高校指導第1班長： 昨年度から付属資料3について御指摘をいただいている。例えば106ページの伊東高校であるが、設定の目的を明記しており、各学校の求める生徒像を明確にしている。報道で明日の朝刊に掲載されるかと思うが、学校裁量枠で志願したい生徒にとっては注目される記事になるかと思う。より詳細な情報、例えば伊東高校のバドミントンではどんな実技検査を行うのかといった詳しい内容は11月の中学校に対する説明会において一覧にして示すことになる。

興 委 員： 設定している目的が見ないことはないという思いかも知れないが、学校裁量枠を議案資料の5ページに上がっている観点から付属資料3を見ようとすると符合しない。アは新設、イは廃止、ウは変更というのであれば、三島北高等学校を見ると「スーパーグローバルハイスクールへの適性」が「中学校における学習」と変わっているがこの資料からどのように生かされてくるのか、この資料からはどこにも見えてこない。議案資料の5ページと付属資料3の内容に不都合がある。高校教育課長の説明では分からなかったのを聞いているが、改めて班長の説明を聞いてもこの資料が適切なものではなく、説明にはずさんであるとしか見えない。不適切である。プレスリリースする際には補うところを明確にして資料を挿入し、もっと多くの人に理解されるよう教

育委員会は努力すべきである。この資料をこのまま出すのは反対である。何を工夫すべきかもう一度考えてやってほしい。そうでないと三島北高等学校に期待している生徒たちがいるのに、スーパーグローバルハイスクールの助成金がカットされるからやめるということだが、「中学校における学習」とは具体的にどういったことになるのか。

高校指導監： 付属資料3について、中学校の進路指導上正確に理解していただくために事務的に記載しなければならない。よって、御指摘のあった昨年度からの変更という点までは含まれていない。ただし、今後、高等学校が中学校や生徒保護者に対して補足説明する元の資料として作成している。

興 委 員： 指導監の説明は理解できるが、受検生やその保護者にとって、特色あるプログラムがあるから是非この高校に行きたいと当然考えると思う。三島北高等学校の変更は既に周知されているのか。

高校指導監： されていない。

興 委 員： 受検生にとってスーパーグローバルハイスクールは魅力ある制度だと思う。この制度の助成金を受けるにあたり、学校が継続していく意思があるかどうか、条件としてあがっていたのではないか。

高校教育課長： そうである。

興 委 員： 要するに助成金が打ち切られたらやめるという制度ではないと思うがどうか。そうであれば県教育委員会がずさんなやり方で学校に勝手にやっていいと言えるのか。

高校指導監： スーパーグローバルハイスクールという国の事業名称そのものは現段階において、平成31年度は保証されていない。それとは別に事業の有無、事業があったとしても三島北高校が継続できるかどうか、現段階では明確でないので、平成30年度の1年生までしか適用されない「スーパーグローバルハイスクールへの適性」という表現はここで変更する。御指摘のとおり仮に学校が事業に参加しなくなってもスーパーグローバルハイスクールの指導体制は継続していくべきであると考えている。

高校教育課長： 108 ページに三島北高校の裁量枠の概要が書いてあるが、昨年度まではここにスーパーグローバルハイスクールへの適性という文言が入っていた。今回、それが明記されていない理由は指導監が説明したとおりである。ただし、学校としてはこれまでのスーパーグローバルハイスクールの取組は継続したい、それにふさわしい生徒を募集したいという思いから今回の「文化的・体育的活動」という欄に「国際交流における実績、適性、活動意欲」という審査項目を加えている。

興 委 員： 元々、スーパーグローバルハイスクールやスーパーサイエンスハイスクールなどのプログラムは継続的に支援していくことを支援者側が約束していない。元々このプログラムが3年で延長してさらに2年ということが例としてあるが、補助金が打ち切られても、学校側において事業を継続するというコミットメントが求められている。したがってそれを前提とする限り県教育委員会は三島北高等学校がスーパーグロ

ーバルハイスクールに申請するにあたって、了承することが求められている。補助金がなくなるからといってギブアップするのではなく、スーパーグローバルハイスクールの思いを三島北高等学校がどう繋いでいくのか、教育委員会としてこの資料に明記しなければならない。議案資料5ページにある三島北高等学校（普通）の変更ではなく、その思いを具現化していくというメッセージが必要である。そうであると三島北高等学校に入学してスーパーグローバルハイスクールをやりたいと思っている後続の世代が喜んで受検できると思う。しかしこのままの資料であれば、あぶなっかしいし、問題である。大事なことはそのキャッチフレーズで集まった生徒たちが、自分達のプログラムが打ち切られてしまうと継続はどうするのかとなる。学校は申請した限りは県教育委員会にサポートするよう投げかけなければならない。学校が勝手に志願するのではなく、県教育委員会を通して国に申請したのではないのか。

高校指導第1班長： そうである。

興 委 員： それが教育委員会の教育行政の責任である。その点を踏まえれば、三島北高等学校の「スーパーグローバルハイスクールへの適性：から「中学校における学習」への変更という意味がわからない。

教育総務課長： 議案資料の5ページの内容はこの場での説明資料であり、記者提供及び保護者への提供はしない。スーパーグローバルハイスクールと明記しなかったのは学校側の理由は、それを見越して入学した生徒が制度が無くなってスーパーグローバルハイスクールができなくなった場合の危機感の部分も合わせて表現から削除していると思う。

興 委 員： それは違う。

藤 井 委 員： そうではなく、静岡県教育行政を司る立場として三島北高校においてグローバル教育をするかしないのか、その1点に尽きる。よって、逃げ道を作るようなことは間違いだと思う。

教育総務課長： 逃げ道ということでなく中学校における学習の成果を判断する。

藤 井 委 員： 中学校における学習の成果で判断するのはどこの高校でも一緒である。スーパーグローバルハイスクールに匹敵する人材育成・学習をさせるための高校が三島北高校ではないのか。国からの補助の有無に係らず県としてどう戦略的に展開していくのかということである。

教育総務課長： 裁量枠に関しても表を見直し、設置の目的を表記したが、学校現場の高校の先生に進路指導をする中学校の先生へ自分の高校の裁量枠の説明を詳しく行うようお願いした。よってその部分に関しては三島北高校が地区の中学校に対して丁寧に説明をするはずである。学校説明会や1日体験入学の場においても当然説明をし、受検を希望する生徒や保護者に対しても理解を求めるはずである。スーパーグローバルの取組は学校の特色として先生方は伝えるはずである。

渡 邊 委 員： そうであればここでの記載の違いであるが、Ⅰは文化的・体育的活動で、Ⅱは学習の成績の評価と考えてよいのか。

高校教育課長： そうである。

渡 邊 委 員： そうであれば成績におけるスーパーグローバルハイスクールへの適性という表記が中学校における学習という表記に変わったということか。

高校教育課長： 文化的・体育的活動の中の最後の表記として、国際交流における実績、適性、活動意欲とあり、これがスーパーグローバルハイスクールへの適性を引き継ぐ形となる。

渡 邊 委 員： そうであるならば、「スーパーグローバルハイスクールへの適性」が「国際交流における実績、適性、活動意欲」に変更するのであれば受け入れられる。それが中学校における学習に置き換えられたのでそれがおかしいのではないかと思った。

高校教育課長： 記載方法がよくなかった。

渡 邊 委 員： スーパーグローバルハイスクールへの思いを残すのであれば置き換える言葉は「国際交流」や「国際理解」のどの内容が反映されたものでなければ全然違ってしまう。この表記を三島北高校に再検討させることは可能か。

興 委 員： 渡邊委員が指摘した前段部分に賛成する。国際交流における実績、適性、活動意欲が前段を受けているとしたら、国際交流は少なくとも置き換えられる言葉である。その点は三島北高校も理解している。よってそれを積極的にアナウンスしたらどうかと申し上げている。スーパーグローバルハイスクールの認定の有無に関らず、静岡県教育委員会としては国際交流における実績、適性で同じ教育の質を維持して活動させますというメッセージになる。それが全く見えてこないと言っているのである。

渡 邊 委 員： 設定の目的の中にも「過去からやってきたスーパーグローバルハイスクールの活動を踏まえ」とか設定の目的の中にもスーパーグローバルハイスクールをやったという誇りを織り込んでもらおうと受検生の志望意欲を高めると思うがどうか。

高校教育課長： この記載に関して不適切であったと反省している。興委員から御指摘のあったようにスーパーグローバルハイスクールの活動を引き継ぐ形で裁量枠が設定されているのでPRをしていく。

教 育 長： 今までの議論を聞いていて不安になった。国からの予算がないのであれば、グローバル人材育成基金を充てるという考えが出てこない。大丈夫なのか。

理事（人材育成）： ここに至るまでに我々のチェックが届かなかったことをお詫びする。渡邊委員が御指摘したように、スーパーグローバルハイスクールの適性等が中学校における学習というように枠の組み換えの話ではない。中学校における学習は全員を対象とした中学校の成績のことなので、グローバルとは重ならない。今までは文化的・体育的活動の下段にスーパーグローバルハイスクールの適性があったので、その欄を中学校における学習としたことが掛け違いの1点である。もう1点、内容としてはスーパーグローバルハイスクールの継続は県教育委員会としても支援をしてい

くのだが、文言としては国際交流という形となる。外向きのアナウンスとしてこの議案資料の5ページは使用しない。設定の目的については学校から中学校、生徒、保護者へ説明を尽くしていく。

藤井委員： その点は理解した。教育総務課長から先ほど数年後にスーパーグローバルハイスクールの取組が継続できない可能性があるからという趣旨の説明があったが、それは違うと思う。そうではなく、三島北高校をして静岡県の教育行政がグローバル人材を育成する現場だと位置付けているので、予算が付く付かないでなく国だろうが県だろうが基金だろうが意図して予算を付けるべきである。それを明確に打ち出すべきであって、逃げ道を作るべきではない。

教育総務課長： この要領を学校は固く捉えていて、学校は要領以外に独自のパンフレットを作成している。三島北高校はここまでスーパーグローバルハイスクールを実施してきたことをアピールすると思う。

渡邊委員： 各学校、学校裁量枠の設定目的を書いてあるのだが、学校名を伏せて目的を並べたらどの学校の設定目的なのか分からないぐらい個性が無い。スポーツについても相変わらず野球とサッカーで、女子のバスケットとバレーが入ってくる程度である。野球、サッカー、バスケット、バレーをやっている運動神経がよければよいのか。横並び感がある。例として熱海高校をあげるが、せっかく高校生ホテルや地域に注目されるようなことをやっている。地域性を生かした観光や、他の地域でも特色のある活動をしていて、地方版の新聞記事に公立高校でもここまで活動しているのかと感心する記事がたくさん載っている。そういった活動がここに反映されていないのが残念である。今後、少子化で子どもの確保ということになると思うので、学校の強みが分かるような募集の仕方が必要になると思う。次年度以降検討してほしい。

興委員： 今、昨年度の実施要領を持ってきてもらい確認したが今までの説明はおかしいのではないかと。昨年度は設定の目的に下段に体育的活動とあり、2番目にスーパーグローバルハイスクールへの適性とある。今回は中学校における学習や9教科の学習成績に置き換えられている。今回、文化的・体育的活動の中に「国際交流における」という表現が加わった。中学校における学習や9教科の学習成績には基本的に含まれていない。そうであると説明がその場しのぎにしか見えない。少なくとも何が変わったのかこの資料で明確にしてプレスリリースした方がよい。今日の説明で思いは分かるが、総意としてはスーパーグローバルハイスクールで助成金をもらうことは勝手にその学校がやったわけではなく、県教育委員会としてその思いを受け止めて引き続き財政措置が講じられなくてもサポートする意識が必要である。変わった箇所が記録として残らないといけない、したがってどう変わったのか、プレスリリースする際、変わった箇所をマーカーするなどして表記する。印象として「中学校における学習」について、単なる要領のことだけだとの説明であったが、中学校における学習の中に盛ってしまったよ

うに見える。そうだとしたら「国際交流における」という言葉が唐突に入ってきている。そうではないようなのでもう一度整理をしてどう変わったのかを明記してプレスリリースしてほしい。教育は助成金が切られればどんどん変えていくではいけない。その学校に期待するのであれば教育長が言った基金の活用もあると思う。また、学校の特色を出すために学校経営計画書を学校が出してくるが、それを元に教育委員会がテコ入れをしていくことも必要である。教育委員会の持っている手段を全て駆使して、この学校の特色を維持していく努力が教育行政として必要である。それがわかるアナウンスをこの資料を通してやってほしい。場合によっては「中学校における学習」や「9教科の学習成績」は全ての学校に関ってくることである。三島北高校の特別選抜の制度がずさんに感じられる。どうしたらいいかわからない。

理事（人材育成）： 昨年度はスーパーグローバルハイスクールへの適性ということで選抜対象は希望者でしかも選抜割合は3パーセントである。本年度は中学校の学習成績に対して全員に対して行う。選抜の手順が全く違う。本年度は裁量枠選抜の希望の有無に関らず全体が対象となる。そういった意味なので「中学校における学習」という文言が委員の皆さんに誤解を招いてしまった。もう1点、この要領は選抜の手順を示したマスターペーパーのようなものである。全体的なグローバルの問題や三島北高校の問題も、熱海高校の活動の問題もこれとは別の場面で学校や県からも支援やピアールをする。そういった点は生徒や保護者向けにも行っており、今後も力を入れていく。

興 委 員： 従来、普通科の場合、まずは文化的活動や体育的活動の特色を述べている。その上で中学校における学習と5教科や9教科の学習成績が入っている。他方、昨年度は普通科以外のところは記載されていない。例えば三島北高校について、普通科で受検しているにも関わらず、中学校における学習や、9教科の学習成績が記載されていなかった。今回は普通科全体として入れてスーパーグローバルハイスクールの部分は国際交流を入れて上段に含めてしまった。だとしたらその違いが明確になって昨年度より今年の方が明確になったかもしれない。昨年度はバランスを欠いている部分が多々ある。よって今年の資料は昨年度より改善されたと思う。そういった思いを明確にしてアナウンスすればどう変わったのか見えてくるのであろう。

藤 井 委 員： グローバル人材の育成は決して文化的な活動ではないと思う。体育的な活動を主とする人でもグローバルな人はいっぱいいるし、逆に必要とされている。グローバル人材という表現はどの学校にも適用されるし、どんな教育にも適用されなければいけない課題である。よって、三島北高校を選んで始めた以上は、学校全体としてどんな勉強をするに当たってもグローバルで展開することを前提に協調してやっていくことが前面に出て、実際にグローバル人材が巣立っていく。そういった生徒が他に得意なものを持っているということであり、その観点でい

くこの表を一律の括りで明記すること自体に無理がある。なおかつ、そこに当てはめるようなことをしてはいけない。

齊藤委員：三島北高校が作ったパンフレットを見るとかなり意欲的に国際交流をアピールしている。これは裁量枠を設けてどういったことを重視するかということに記載したものなので、これは生徒が見るものではなく、保護者が見るものでもない。よって、分かり易いパンフレットを各学校が作成することが重要である。よほど力を込めて積極的に募集しないと県外から川根高校に来る生徒はいない。立派で清潔な寮を作って来てくれたらうれしいが、募集も積極的に力を込めてやっていかなければならない。

教育監：学校とすると中学生、保護者に理解してもらうために、夏休みには1日体験入学を実施する。中学生も1校だけでなく複数の学校を見に行ったり、高校も積極的に中学校へ説明に行ったり、中学校に授業を見に来てもらったりしている。

藤井委員：日本が今の教育の状態を続けていると人材育成の点で国際社会からどんどん沈没していってしまう。これからは教育に益々ちからを注いで、本当の意味での国際人を育てる教育にいかん力をいれていくのかが、日本の国の力を変えていくと思う。その点でも三島北高校にはいいお手本になってほしいし、県の政策としてももっと力を入れて支援していかなければならない。

興委員：去年は設定目的がこう書かれている。「本校では地域の期待に応えるとともに、困難を克服し競技力向上に取り組む、志の高い生徒を育成するため選抜段階Ⅰを設定する。また、県内唯一のスーパーグローバルハイスクールを牽引できる生徒を育成するため選抜段階Ⅱを設定する。選抜段階Ⅰの入学者には、部活動の実績向上への貢献と文武両道の実践、選抜段階Ⅱの入学者には、国際社会で活躍できるわが国を代表するグローバルリーダーとしての成長を期待する。」とある。それが今回、こういった形となると、何を言っているのか見えないので、去年示した言葉を活かしながら表現振りを工夫した方がよい。そうでないと錦の御旗を降ろしてしまったように見えてスーパーグローバルハイスクールの取組が見えなくなってしまう。高校教育課長の責任でやってほしい。メッセージが伝わらない。

渡邊委員：横並びで明記しなければならない雰囲気があるのか。そうだとしたらもったいない。千葉県で偏差値が40程度の工業高校であるがスーパーグローバルハイスクールをやって生徒が成長したという事例を聞いた。県内の学校でもいいところが出てくるような表現を工夫してもらえたらよいと感じた。

教育長：教育長として力が足りなかったと感じた。グローバル人材の定義も含めて後ろ向きになってはいけない。常に前向きに取り組んでいく。また、いつも感じていることだが教育委員会の予算は少ない。これは日本全体が少ないということもあるが静岡県は決して多くない。矢野委



員長とも話をしたがもう少し要求をしていこうとなった。ある予算を増やすとある予算が減ってしまうという心配をしているが、そんなことがないようにするのが私の仕事である。現場がどう考え、教育委員会がどう連携をしていくのか、しっかりとやっていく。

藤井委員： 中高一貫校について、県内で沼津市立高校を含めると3校である。清水南高校を移動教育委員会で訪問する機会があり素晴らしいと感じた。あのような一貫教育が県下に広がることによって、人材育成ができれば素晴らしいと思う。是非、2校3校だけでなく、もっと校数を増やす計画を具体的に立ててほしい。

教育長： モデル校も含めて戦略が必要である。その点が弱いところである。今後は私が先頭に立ってやる。

興委員： 藤井委員が指摘したことについて、静岡県では中高一貫校を設置してからだいぶ年数が経過している。モデル校でなくこれをどう水平展開していくのか、教育長がいったような言い方でなく、マイルストーンを明確にして、いつまでに中高一貫校のあり方を整理するのか、プランを作る必要がある。また、中高一貫校だけでなく、小中一貫校ということで全国的に義務教育段階の改善に積極的に取り組まれている。小中一貫校、中高一貫校の実態をどう考えるのかも含めて、教育委員会の政策事項としてテーブルに上げていくことが必要である。藤井委員が言ったことはそういったことなので、大事なことは議論する文化がないと進んでいかない。

教育長： 他に意見は無いか。

全委員： (特になし)

教育長： 報告事項2及び3を了承する。

#### 報告事項4 未来の学校「夢」プロジェクト～平成29年度情報発信への取組～

##### 吉田町の取組(TCP トリビンス プラン)

教育長： 報告事項4「未来の学校「夢」プロジェクト 平成29年度情報発信への取組及び、吉田町の取組(TCP トリビンス プラン)」について、宮崎義務教育課長より報告願う。

義務教育課長： <報告事項についての説明>

教育長： 質疑等はあるか。

興委員： 確認である。吉田町に文科省職員が訪問したことは資料に明記しているのか。

義務教育課長： 7ページに文科省の視察と明記してある。

興委員： この吉田町の取組はインパクトのあるメッセージだったと思う。この取組は本年度からスタートしているのか。

義務教育課長： そうである。今年は経過措置で4日間授業日数を増やすということであるが、来年度は本年度より10日以上授業日数を増やすということである。よって、来年度から本格実施となる。

興委員： 吉田町教育委員会で審議し、議決事項としてそうなったのか。

義務教育課長： 昨年度、総合教育会議において、町長、教育長、教育委員で協議し、このように授業改善を図っていくことで了解が得られた。最終的に夏休み期間をどうするのかは市町が判断し、学校長で決定している。

興 委 員： 総合教育会議で議論するのはいいが、最終的な判断は市町が決めるのか。

義務教育課長： 最終的には教育委員会である。

興 委 員： 教育委員会の議決事項となったのはいつか。総合教育会議で議論しても教育委員会の議決事項ではない。

義務教育課長： 教育課程の編成は学校長の裁量で決められるので、学校長が校内で決定する。

興 委 員： そうであると教育委員会の議決ではないのか。

義務教育課長： そうである。

興 委 員： 各学校はそれで動いているのか。

義務教育課長： そうである。それに準じて動いている。

興 委 員： それぞれの学校が実践しているのはいつなのか。

義務教育課長： 本年度からなので4日間の夏休みを短縮している。

興 委 員： いつ決定したかは明らかでないのか。

義務教育課長： 年度末に決定している。1年間の授業日数は201日から210日前後と学校によって幅がある。その部分は教育課程編成の中で決定する。

興 委 員： 来年度本格実施なのか。

義務教育課長： そうである。4日間プラス10日間である。

興 委 員： 私はいいことだと思うが、この取組の輪を広げるためには検証し、その有効性をレビューしてアナウンスしてほしい。初等中等教育局長が視察したようだが、全国的にここまで短縮した例はあるのか。

義務教育課長： 全国的にも事例はないので注目している。

理事（人材育成）： 他県では数日程度の短縮である。

興 委 員： それは市町単位でやっているのか。

理事（人材育成）： 最終的には校長に裁量があるが実態として市町単位で実施している。ただし、校長の裁量なのにいつまで設置者がやっているのか、という議論があることも確かである。

興 委 員： 過剰な作業だとは思わないので、全国の市町で夏休み短縮の取組がどう行われているのか整理をして情報をほしい。さらにそれがどう評価されているのか。静岡県において吉田町のほかにあるのか。

理事（人材育成）： 静岡県内では他に無い。

興 委 員： そういった整理をしないと全体像が見えてこない。吉田町の話だけでは全国的な状況が分からないのでその情報をほしい。

義務教育課長： 県内の市町の授業日数は毎年把握しているが、他県の情報は無い。分かった時点で報告する。

興 委 員： 分かった時点でなく、積極的に全国の都道府県並びに市町に照会してほしい。本当は文科省が整理をしてアナウンスすることが期待されるが、パッシブでなくアクティブに義務教育課長が動いてほしい。

理事（人材育成）： 全国的には数例である。ただし、地域によってそれを夏休みなのか、冬休みなのか、春休みなのかというどういった尺度で計っていくのかという統計的な問題がある。

興 委 員： よい取組と思っているが、どう素晴らしいのかはいろんな尺度があつてよい。

斉 藤 委 員： 吉田町のケースで分かっていたら教えてほしい。この問題は保護者の理解が大前提で、県民の認識を高めることは絶対必要なことである。吉田町の取組は少し大袈裟だが良いことである。一般的に夏休みを短縮することは保護者にとっては歓迎されているのか。

義務教育課長： 吉田町の選挙公約の中に働いている方は大変だということもあり、夏休み中の教育についても検討してもらいたいという要望があつたようである。そうであるとそれになつた取組ということにもなるし、授業があれば給食も出る。一方、子どもと過ごす大事な時間でもあるので賛否両論ある。

斉 藤 委 員： 都市部に働いている方は学童保育に係るコストも抑えられるし、給食も出て仕事もできるということで歓迎されると思う。一方、子どもと過ごす時間が少なくなるのでどのように進んでいくのか関心がある。そういった情報があつたら今後も提供してほしい。

興 委 員： 吉田町は科学館活動が盛んであり斬新である。そういった吉田町の取組や県内における状況を把握しておくことに努めてほしい。

教 育 長： 吉田町には文科省から課長が派遣されている。モデルケースとして成功すればよい。いい意味で県教育委員会としてもサポートできるところはサポートする。

理事（人材育成）： 我々の立場とすると注目しているだけでない。それに合わせた教職員の研修をどのような期間でどのような内容で構成していくのか。子ども達に目を向けると中体連の大会がある。この問題は吉田町だけでは収まらない問題がたくさんある。昨年、移動教育委員会で吉田町立住吉小学校に訪問した時、町長が出席された。取組の説明の後町長が「これではダメだ。抜本的な改革が必要である」と言われた。その結果がこのように表れている。今後は職員の配置と町が持っている内申権とこちらの任命権をどのようにするのか、いろんな意見が出てくると思う。

藤 井 委 員： 県内のデータが含まれているということだが政令市も含まれたデータなのか。

義務教育課長： 含まれてない。確認する。

藤 井 委 員： どうしてないのか。いつも言っているとおり、県全体の教育であるので権限が多少違ってても、全体を把握すべきである。吉田町が現在の勤務環境について調査研究を進めているということであるが、校務の洗い出し・分類と外部の視点による整理（視点1）とあり、勤務時間の厳格な管理、教員の意識改革（視点2）とある。視点2に関して、今までのマスコミ報道や報告では出てきていないが、実際にどういったことが行われて、どういった方向付けや結論が出ているのか。

義務教育課長： 昨年度の状況は中間報告を定例会で提出している。

藤井委員： 今回、吉田町のとった措置は意欲的だと思う。しかし私の観点から言うと画期的でない。今やっている業務を圧縮していかに効率的に生産性を向上させるという観点よりも、今やっていることをどう平準化させるかという取組である。ということは、何も変わっていない。意欲的に変化させたけど本質的には変わっていないように見える。これだけ意欲的に改革をしようとするのであれば、教員の業務、学校現場のあり方に関する法律的な調査研究をして、そこに切り込んで結論を出していくということが強く出ていいと思う。そうでなければ、教員が学校で勤務している時間数は変わらない。残業は減るかもしれないがトータルでは変わらないのではないか。そうであると生産性は向上しておらず、効率性は図られていない。全て自分達でやるのが前提となっているので夏休みを減らせば平準化できるという発想になる。そういう意味で画期的でない。

教育長： そういった面も教育委員会で分析してやる。

藤井委員： 以前、このような話題で 10 年経っても進歩していないと指摘したが、もっと切り込んでいくと改革できそうなことが目の前にいっぱい転がっている。吉田町の取組は意欲的なのでこれは結果を出してほしいと思う一方で、県教育委員会としては過重労働の解消に向けた抜本的な対策を我々も一緒になって考えていかなければならない。

渡邊委員： 学校の業務を平準化して勤務日が増えるという取組なので、帰宅時間を厳守することはマストである。学校に行く日が増えてダラダラと学校に残っているのは元も子もないのでその点はしっかり管理しなければならない。水元理事が研修のことに触れたが、これまで公費私費の関係なく、海外研修に行つてそこでの見聞を子ども達に還元することがあったかと思うので、そういった時間も確保できればよい。斉藤委員が指摘したように子ども達の夏休みの過ごし方が学校中心になってしまうことはそれでいいのだろうか。例えば祖父母のある田舎のある人はそこで長く過ごすとか、地域活動に参加することなども夏休みの役割としてあったと思う。その配慮がされるのか気になった点である。働いている保護者にすれば給食も出て預かってもらえる。気は楽であるがそれに対する金銭的な負担も増える。その点の整合性をどうとっているのか、説明が必要だと感じた。先ほどの説明の中で悪者として大量書類というのがあった。時々、なぜこの時期にこの書類を提出しなければならないのか、というつぶやきを耳にする。国や県からの調査依頼等など、現場目線で見直していることがあるのか気になる点である。総合的に対応してほしい。

教育長： 全体をみて解析しないとその地域だけの問題となってしまう。

渡邊委員： 個人的には夏休みが 10 日間も減ってしまうのは子ども達が可哀想である。

教育長： 他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)  
教 育 長： 報告事項4を了承する。

(会議の非公開)

教 育 長： ここで会議を非公開とする。

**<非>第9号議案 静岡県立中央図書館協議会委員の任命**

※非公表

**<非>第10号議案 不当利得返還請求権行使等請求事件(住民訴訟)への対応**

**<非>第11号議案 知事の権限に属する事務を補助執行することに係る協議**

※非公表

教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。  
これをもって、平成29年度第8回教育委員会定例会を閉会とする。